

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【原文】 「平成25年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」</p> <p>○ <u>平成24年度評価において評価委員会</u> <u>が課題として指摘した、個人情報の不適切な管理については、その後も教員が学生の個人情報が記録されたパソコンを紛失する事例があったことから再発防止とともに個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。</u></p> <p>【評定】 中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調</u>に進んでいる」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「平成25年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」</p> <p>○<u>平成24年度評価において評価委員会</u> <u>が課題として指摘した、個人情報の不適切な管理については、その後も教員が学生の個人情報が記録されたパソコンを紛失する事例があったことから再発防止とともに個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。</u>（以上削除）</p> <p>【評定】 中期計画の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる」</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 業務運営上の不適切な事例については、課題として指摘することにより、再発防止策やリスクマネジメントの強化の取組をさらに促していくため、判明した時点で速やかに評価結果に反映させ、翌年度に行う年度評価において、再発防止策や個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化の取組について確認を行うこととしている。</p> <p>なお、平成25年度評価で課題として取り上げている案件については、平成26年度終了時の評価において再び取り上げることはない。</p>

【理由】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」（平成22年6月28日付国立大学法人評価委員会決定。以下、「実施要領」という。）においては、実施要領の表題にもあるとおり、各年度終了時の評価を行なう旨明記されており、平成26年度中に発生した事案（教員が学生の個人情報記録されたパソコンを盗難により紛失）については、平成25年度終了時の評価結果に影響を及ぼすものではないと考える。

仮に平成26年度に発生した事案が平成25年度評価に影響を及ぼすのであれば、実施要領に評価期間の変更について明記しておくとともに国立大学法人に対して事前に説明がなされるべきである。

また、平成26年度前半（平成25年度終了時の評価原案作成時まで）に発生した事案が、平成25年度終了時の評価結果に影響を及ぼすのであれば、平成26年度後半（平成25年度終了時の評価確定以降）に同様の事案が発生した場合は、平成25年度終了時の評価結果に影響を与えないことから、基準時の観点から公平な基準に基づかない評価となる。

さらに、平成26年度終了時の評価においても、再度、同じ案件で評定を下げられるようなことがあれば、公平な基準に基づかない必要以上に厳しい評価結果となる。

よって、平成26年度に発生したパソコン盗難の事案については、平成26年度終了時の評価の際に勘案されるものであって、平成25年度終了時の評価とは一線を画すべきものであると考えており、評定につきまして再度御一考いただくようお願いいたします。